| 議員質疑 | 障害福祉課答弁 |
| --- | --- |
| 手話に関する項目があるのは非常に良いことだと思うが、特別支援学校など学校教育の場で手話を学び、利用できる環境づくりが重要であるので、例えば「その普及、啓発及び教育環境の整備」と訂正してはどうか。 | 障害者差別解消法の施行に伴い、手話を含むあらゆる意思疎通手段による情報保障やその普及・啓発についての重要性は一層高まっていると認識しており、こうした認識のもと、本条例の内容を検討している。委員ご指摘のとおり、学校現場においても、個々の障害の状態に応じて、適切な意思疎通手段による指導ができるよう教育環境の整備を進めていくことは重要であり、それは「普及及び啓発のために必要な施策」に含まれるものと考えているが、いただいた意見については、今後募集するパブリックコメントとともに広島市差別解消支援地域協議会に報告し、検討したいと考えている。 |
| 相談窓口はどうなっているのか。 | 相談窓口は、市役所障害福祉課で受け付けている。また、権利擁護を図るため、手をつなぐ育成会に委託して、障害者や家族からの相談に応じ、助言等を行う「障害者１１０当番」事業も行っている。今後は、障害福祉課内に専門相談員の設置することなども検討していく。 |
| 審議会の立場は、市長と同等なのか。 | 審議会は市の附属機関として条例により設置し、市長の諮問に応じて、審議を行うことを想定している。 |
| 差別事案で市が対象となったとき、当事者同士になると思うが、そのような場合はどうするのか。 | 助言、あっせんに関して、市が当事者となった場合、審議会については、障害者の権利擁護に対し、公平中立の立場であっせん案等が作成されるような第三者の立場での機関としている。 |
| 11月28日に、障害者団体を呼んで説明会実施してきたと思うが、説明会や意見交換会を今まで何回行い、また、どういった意見があったのか。 | 地域協議会において議論しており、これまで本年３月、６月、８月、９月及び１１月に開催している。また、障害者団体からの意見を聞く意見交換会を、本年８月、１０月に実施し、さらに１１月に障害者団体への素案の説明会を実施した。協議会で出た意見としては、事業者に対する合理的配慮について、法的義務にするのか、努力義務にするのか、法的義務にした場合は訴訟しやすくなるメリットがあるといった肯定的な意見がある一方で、法的義務にする前に、理解・啓発などの体制整備に力を入れるべきではないか、判例もなく合理的配慮や過重負担の定義も不明な中で法的義務にするのは時期尚早ではないか、他市町との差がでるのではないかといった否定的な意見があった。また、あまり厳しくしてしまうと障害者の相手が面倒臭いと思われ余計に悪い状況になってしまうのではないかといった意見があった。９月の協議会では、専門相談員を配置してほしいといった意見があった。また、障害者団体との意見交換会では、合理的配慮については法的義務にしてほしい、第三者による相談体制を整備してほしい、教育の現場で理解、啓発を行ってほしいといった意見があった。 |
| 協議会でのメンバー構成は。 | 学識経験者、障害当事者の団体、教育関係者、福祉関係者、保健医療関係者、事業者の関係者、法曹関係者、国、行政の執行機関等がメンバーとなっている協議会となっている。 |
| 条例を作ろうとなると障害者の方がどういったことに不都合になるとか、障害を持っている方が明確にこうしてもらいたい、こういうことやってほしいといった明確に意思表示ができる状況なのかどうかが重要である。国が定めている解消法と広島市で生活しているときにどういったことがあるのかということが、条例としてでてこないと、条例が本当に意義のあるものにしていく必要がある。一番は障害者の方の意見をちゃんと反映されているのかどうかが気になった。１１月の意見交換会では、市の一方的な説明であったと聞いている。説明を行う場だけのものだったのか。 | １１月の説明会は、これまでの協議会及び障害者団体との意見交換会を踏まえて、本日報告している素案の内容の説明を行う趣旨で行ったものである。そこで、本市の考え方や内容の説明を行った。その場でも、意見をいただくことはあった。 |
| 具体的にどういった事案で差別を受けた相談があったのか。 | 不動産関係で、精神障害者が部屋を借りる場合に、障害があるから部屋を貸せないと断られたといったケースが複数件あった。また、タクシーの乗車については、障害の方が手伝ってほしいとお願いしたところ断られ乗車拒否されたケースがあった。 |
| もちろん障害者にとっては大きな問題ではあると思うが、それと同時に、例えば民間、市民の立場から見たときに、不動産の大家さんの立場からして、障害者が入居することで退去する入居者がでてきた場合にどうしたらよいのかといった細部にわたるケアが必要となってくる。個人タクシーの事業主の場合でいうと、ほとんどが零細事業の方だと思うが、バリアフリー対応しようとすると、何らかの設備投資をしなければいけなくなる。訴訟のリスクがついて回るなかで、障害者当事者の権利擁護も必要だが、社会の中で支えていかなければならない受け皿としての社会が、何らかの設備投資として、例えば、入居者の方にどこまで情報を開示して理解をいただくのかといった、事業者に対する配慮もなければ、訴訟等が起きたときに、事業者は、言葉は悪いがフルボッコの状態になる。問題を解決するに当たっては、個人タクシーの方は資金的に余裕がない方もいるかもしれない。そういった中で行政としてどういったアプローチができるのかといった視点を持たなければ、市民の理解を積み重ねていくことはできないのではないか。そこに対してどういった見解をもっているのか。 | 事業者についても、アンケートを行った際に、合理的配慮の判断が難しいといった意見もあった。合理的配慮の判断については、過重な負担がない範囲の中でということが、法律、本条例素案の中でもかかれているが、事業者の方もそうだが、一方で障害者についても合理的配慮の内容、過重な負担になるのかどうなのかをしっかり相談時に理解いただけるようにするほか、事業者からの相談も受けられるように考えており、事業者、当事者の双方に法律の内容等を理解してもらうようにして、建設的な話し合いのもとで、解決策が見つかるように対応をしていきたいと考えている。 |
| 障害を持っていることに対して、差別的な発言、対応をするといった相談事案が何件あるのか。 | 差別解消法施行の平成２８年４月以降でいうと、平成２８年度は２２件、平成２９年度は１５件、平成３０年度は２７件の相談があった。 |
| 障害を理由とする差別が本当にあるのか、広島市は大丈夫か。この条例を定めないと駄目な街なのか。 | 件数は少ないものの、不当な差別的扱いを受けている事案はあると認識している。具体的には、タクシーで乗車拒否をされるとか、不動産の関係で、部屋を借りようとしたが障害があるということで入居を断られるといった相談が市へも届いており、そういった差別の状況があるのは現実にあると認識している。障害者の方がそういった相談をしやすい体制を市として作っていくことが重要だと思っており、事業者との間で紛争解決のための体制を整備していく必要があると考えている。 |
| 数十件の相談があることは否定しないが、市役所や社会福祉協議会や民生委員、国も含めて解決はできないのか。 | それぞれ相談を受けたところで、調整をして解決をするというケースもあると思うが、場合によっては両者の意見が合わず、解決ができないというケースもあるので、そういった事案について解決のための体制が必要であると考えている。 |
| 条例がなければ解決できないといったことでは、職員の能力が足らないと思われてしまうのではないか。理念としては否定しないが、手話言語条例の方がわかりやすい。 | 平成28年の法施行後、様々な取組を行ってきているが、相談体制の整備、紛争解決のための整備について課題があると認識しており、それを整備するためには条例の制定が必要であると考えている。 |